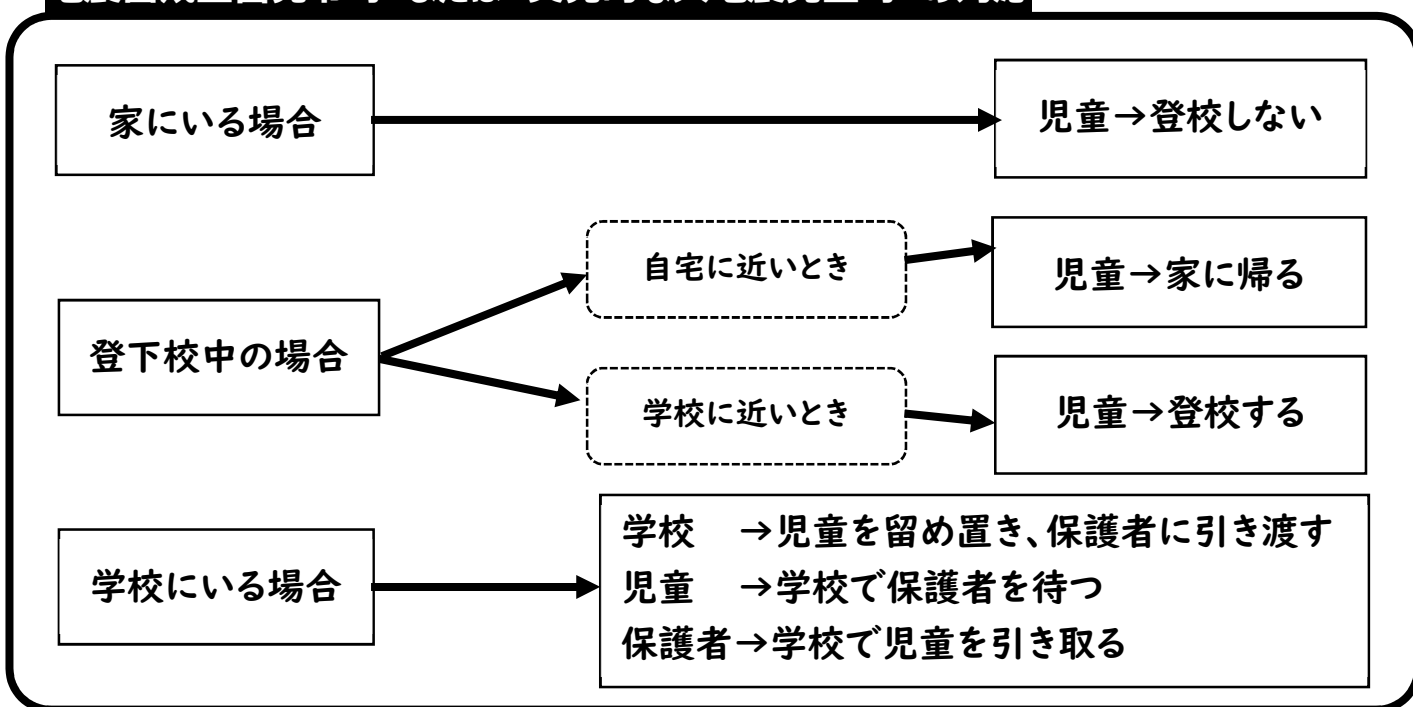


災害発生時における対応について

本校では、「大規模地震対策特別措置法」に基く警戒宣言や、大規模地震の発生等の緊急災害時及び風水害等の警報発令時に備え、児童の安全確保対策を定め、対応してまいります。児童の生命と安全保護のため、ご確認いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

地震警戒宣言発令時 または 突発的な大地震発生時 の対応



<警戒宣言の発令について>

- 1 警戒宣言は、気象庁長官の連絡を受け、内閣総理大臣がします。
- 2 警戒宣言は、テレビ・ラジオ・広報車・消防車・パトカー・ヘリコプター・警鐘・サイレン等で伝達されます。
- 3 警戒宣言は学校からは伝達されません。
- 4 警戒宣言が発令された場合は、「休校」となります。
※市内で震度 5 強以上の地域が一か所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校となります。
- 5 警戒宣言が解除されるまで休校は続きます。安全が確認され、登校が可能な場合は、学校からメール配信により連絡します。

風水害等の気象警報発令時の対応

暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・特別警報発令時 の対応

<警戒対策地域> ○横浜市内 ○神奈川県全域 ○神奈川県東部

家にいる場合

児童 → 登校しない

※午前 6 時の段階で「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」のいずれかが発令されているとき

学校にいる場合

学校 → 児童を留め置き、保護者に引き渡す
児童 → 学校で保護者を待つ
保護者 → 学校で児童を引き取る

学校 → 状況により集団下校を行う
児童 → 集団下校で帰る
保護者 → 可能であれば登校班集合場所に迎えに行く

大雨警報・洪水警報（いずれも暴風を伴わない）発令時 の対応

家にいる場合

保護者 → 安全に登校できるか判断する
児童 → (安全と判断した場合) 登校する

※午前 6 時の段階で暴風を伴わない「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令されているとき

学校にいる場合

学校 → 状況により集団下校を行う
児童 → 集団下校で帰る
保護者 → 可能であれば登校班集合場所に迎えに行く

<気象警報発令時の登下校について>

- 1 午前 6 時の段階で、「暴風警報」及び「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令継続中の場合は休校となります。
- 2 児童の安全確保のために、下校方法が「保護者の引き取り」になる場合については、メール配信により連絡します。
- 3 風水害や雪害の場合は、「警報」が発令されない時でも、地域によっては児童の安全を考えて登校を見合わせるのがよい場合も考えられます。その判断は各家庭で行い、安全を確認したうえで登校させてください。
- 4 災害発生のために登校できない場合、及び災害が発生する可能性があるとして判断して登校をしなかった場合でも欠席にはなりません。その際は必ず学校にご連絡ください。

☎731-9001

※災害時に備えて、家庭での対策を日ごろから話し合っておいてください。特に登下校時や放課後等、児童自身の対応の仕方を確認しておいてください。